

令和 7 年 第 1 回 七 戸 町 議 会 定 例 会

会 議 録

令和 7 年 2 月 1 7 日 七 戸 町 告 示 第 1 7 号 で、 令 和 7 年 第 1 回 七 戸 町 議 会 定 例 会 を 3 月 4 日 上 北 郡 七 戸 町 議 会 議 事 堂 に 招 集 す る。

令 和 7 年 3 月 4 日 午 前 9 時 5 9 分 開 会

令 和 7 年 3 月 1 1 日 午 前 1 1 時 1 6 分 閉 会

○ 応 召 議 員 （ 1 6 名 ）

議 長	1 6 番	附 田 俊 仁 君	副 議 長	1 5 番	岡 村 茂 雄 君
	1 番	藤 井 夏 子 君		2 番	中 野 正 章 君
	3 番	山 本 泰 二 君		4 番	向 中 野 幸 八 君
	5 番	二 ツ 森 英 樹 君		6 番	小 坂 義 貞 君
	7 番	澤 田 公 勇 君		8 番	工 藤 章 君
	9 番	疍 清 悦 君		1 0 番	佐 ヶ 木 寿 夫 君
	1 1 番	瀬 川 左 一 君		1 2 番	田 嶋 輝 雄 君
	1 3 番	三 上 正 二 君		1 4 番	田 島 政 義 君

○ 不 応 招 議 員 （ 0 名 ）

○ 町 長 提 出 案 件

報 告 第 1 号 専 決 処 分 事 項 の 報 告 に つ い て

（ 令 和 6 年 度 七 戸 町 一 般 会 計 補 正 予 算 （ 第 9 号 ） ）

報 告 第 2 号 専 決 処 分 事 項 の 報 告 に つ い て

（ 令 和 6 年 度 七 戸 町 水 道 事 業 会 計 補 正 予 算 （ 第 6 号 ） ）

報 告 第 3 号 専 決 処 分 事 項 の 報 告 に つ い て

（ 令 和 6 年 度 七 戸 町 一 般 会 計 補 正 予 算 （ 第 1 0 号 ） ）

議 案 第 1 7 号 七 戸 町 行 政 手 続 き に お け る 特 定 の 個 人 を 識 別 す る た め の 番 号 の 利 用 等 に
関 する 法 律 に 基 づ く 個 人 番 号 の 利 用 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例
に つ い て

議 案 第 1 8 号 七 戸 町 職 員 の 勤 務 時 間 、 休 暇 等 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ
い て

議 案 第 1 9 号 七 戸 町 職 員 の 給 与 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て

議 案 第 2 0 号 七 戸 町 職 員 の 分 限 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て

議 案 第 2 1 号 七 戸 町 手 数 料 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て

- 議案第 22 号 七戸町奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例について
- 議案第 23 号 七戸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第 24 号 七戸町こども医療費給付条例の一部を改正する条例について
- 議案第 25 号 七戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第 26 号 七戸町農産物加工センターの設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 27 号 七戸町観光交流センター条例の一部を改正する条例について
- 議案第 28 号 七戸町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 議案第 29 号 七戸町水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 30 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 議案第 31 号 野々上辺地に係る総合整備計画について
- 議案第 32 号 七戸町過疎地域持続的発展計画の変更について
- 議案第 33 号 工事請負変更契約の締結について
(旧天間館中学校校舎ほか解体工事)
- 議案第 1 号 令和 6 年度七戸町一般会計補正予算 (第 11 号)
- 議案第 2 号 令和 6 年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算 (第 5 号)
- 議案第 3 号 令和 6 年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 5 号)
- 議案第 4 号 令和 6 年度七戸町介護保険特別会計補正予算 (第 5 号)
- 議案第 5 号 令和 6 年度七戸町介護サービス事業特別会計補正予算 (第 4 号)
- 議案第 6 号 令和 6 年度七戸町七戸霊園事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 議案第 7 号 令和 6 年度七戸町水道事業会計補正予算 (第 7 号)
- 議案第 8 号 令和 6 年度七戸町下水道事業会計補正予算 (第 5 号)

予算審査特別委員会報告

- | | |
|----------|--------------------------|
| 議案第 9 号 | 令和 7 年度七戸町一般会計予算 |
| 議案第 10 号 | 令和 7 年度七戸町国民健康保険特別会計予算 |
| 議案第 11 号 | 令和 7 年度七戸町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 議案第 12 号 | 令和 7 年度七戸町介護保険特別会計予算 |
| 議案第 13 号 | 令和 7 年度七戸町介護サービス事業特別会計予算 |
| 議案第 14 号 | 令和 7 年度七戸町七戸霊園事業特別会計予算 |
| 議案第 15 号 | 令和 7 年度七戸町水道事業会計予算 |
| 議案第 16 号 | 令和 7 年度七戸町下水道事業会計予算 |

- 議案第 34 号 七戸町監査委員の選任につき同意を求めることについて

- 請願第 1 号 中小企業支援策の拡充による最低賃金の改善を求める意見書の採択を求

める請願について

発議第 1 号 七戸町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について

○その他

会議録署名議員の指名について

会期の決定について

諸般の報告について

提出議案一括上程

報告第 1 号から議案第 3 4 号まで

(町長提案理由説明)

常任委員会の要請事項に対する回答について

予算審査特別委員会設置

令和 7 年 第 1 回 七 戸 町 議 会 定 例 会
会 議 録 （ 第 1 号 ）

令和 7 年 3 月 4 日（火） 午前 9 時 5 9 分 開会

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告について
- 日程第 4 提出議案一括上程
「報告第 1 号 専決処分事項の報告について（令和 6 年度七戸町一般会計補正予算（第 9 号））」から「議案第 3 4 号 七戸町監査委員の選任つき同意を求めることについて」までの 3 4 議案、3 報告を一括上程
(町長提案理由説明)
- 日程第 5 常任委員会の要請事項に対する回答について
- 日程第 6 予算審査特別委員会設置

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（16 名）

議 長	1 6 番	附 田 俊 仁 君	副議長	1 5 番	岡 村 茂 雄 君
	1 番	藤 井 夏 子 君		2 番	中 野 正 章 君
	3 番	山 本 泰 二 君		4 番	向中野 幸 八 君
	5 番	二ツ森 英 樹 君		6 番	小 坂 義 貞 君
	7 番	澤 田 公 勇 君		8 番	工 藤 章 君
	9 番	疍 清 悦 君		1 0 番	佐々木 寿 夫 君
	1 1 番	瀬 川 左 一 君		1 2 番	田 嶋 輝 雄 君
	1 3 番	三 上 正 二 君		1 4 番	田 島 政 義 君

○欠席議員（0 名）

○説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	小 又 勉 君	副 町 長	仁 和 圭 昭 君
総 務 課 長	鳥谷部 慎一郎 君	支 所 長 (兼庶務課長)	金 見 勝 弘 君
企画調整課長	田 中 健 一 君	財 政 課 長	附 田 敬 吾 君
税 務 課 長	高 田 美由紀 君	町 民 課 長	高 田 博 範 君

保健福祉課長	西野勝夫君	介護高齢課長	三上義也君
こどもみらい課長	澤山晶男君	会計管理者 (兼会計課長)	中村陽一君
商工観光課長	佐々木和博君	農林課長	原子保幸君
建設課長補佐	太田幸司君	上下水道課長	町屋淳一君
教 育 長	附田道大君	学務課長	附田良亮君
国民スポーツ大会 推 進 室 長	山田真太郎君	生涯学習課長 (兼中央公民館長・南公民館長・中央図書館長)	井上健君
世界遺産対策室長	鳥谷部伸一君	農業委員会会長	天間俊一君
農業委員会事務局長	田村教男君	代表監査委員	吉川正純君
監査委員事務局長	相馬和徳君	選挙管理委員会委員長	新館文夫君
選挙管理委員会事務局長	鳥谷部慎一郎君		

○職務のため会議に出席した事務局職員

事務局 長 相馬和徳君 事務局 次 長 中村大樹君

○会議録署名議員

13番 三上正二君 14番 田島政義君

○会議を傍聴した者（5名）

○会議の経過

○開会宣告

○議長（附田俊仁君） 皆さん、おはようございます。
ただいまから、令和7年第1回七戸町議会定例会を開会いたします。
ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しております。
したがって、会議は成立いたしました。

○開議宣告

○議長（附田俊仁君） これより、本日の会議を開きます。
本日の議事日程及び本定例会における説明員は、お手元に配付したとおりであります。

○日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（附田俊仁君） 日程第1 会議録署名議員の指名についてを行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、13番三上正二君と14番田島政義君を指名いたします。

○日程第2 会期の決定について

○議長（附田俊仁君） 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

初めに、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（田嶋輝雄君） 皆さん、おはようございます。

議会運営委員会委員長報告をいたします。

去る2月17日告示、本日招集されました令和7年第1回七戸町議会定例会の会期について、先般、2月17日午前10時から議会運営委員会を開催し、審査した結果、お手元に配付いたしましたとおり、本日3月4日から3月11日までの8日間を会期とすることに決定いたしました。

本日は、議案等の一括上程、予算審査特別委員会の設置及び同委員会の正副委員長の互選を行います。

5日は一般質問、8日、9日は閉庁日のため休会とします。7日、10日は予算審査特別委員会を行います。運営方法については、皆様のお手元に配付のとおり、議会運営委員会で取りまとめさせていただきましたので、御参考にしてください。最終日の11日は、今回上程されております全議案について審議を行うことにしております。

以上のとおり進行してまいりたいと思いますので、何とぞ議員各位の御理解と御協力をいただき、当委員会の決定に御賛同くださいますようお願い申し上げまして、委員長報告といたします。

○議長（附田俊仁君） お諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいま議会運営委員長の報告のとおり、本日から３月１１日までの８日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 異議なしと認めます。

したがいまして、本定例会の会期は、本日から３月１１日までの８日間に決定いたしました。

議長において作成いたしました会期日程は、お手元に配付したとおりであります。

○日程第３ 諸般の報告について

○議長（附田俊仁君） 日程第３ 諸般の報告についてを行います。

議長の諸般の報告につきましては、お手元に配付しておりますので、御了承願います。

○日程第４ 提出議案一括上程

○議長（附田俊仁君） 日程第４ 提出議案一括上程について。

報告第１号専決処分事項の報告について（令和６年度七戸町一般会計補正予算（第９号））から議案第３４号七戸町監査委員の選任につき同意を求めることについてまでの３４議案、３報告を一括上程いたします。

初めに、町長から、提出議案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小又 勉君） おはようございます。

本日ここに、令和７年第１回七戸町議会定例会が開会されるに当たり、提出議案を御説明する前に、町政運営の基本方針並びに所信の一端と一般報告をさせていただきます。

初めに、青森県内は昨年末から断続的な積雪により、何年ぶりかの大雪となっていますが、県内各地から屋根の雪下ろし中の事故や落雪による人的被害、また、道路の除排雪が追いつかず、交通障害が発生するなどの被害が報告されています。

これを受け、当町においても本年１月６日に豪雪対策本部を設置し、雪害への対策に取り組んでいますが、現時点では大きな被害などの報告はなく、安堵しているところであります。

さて、役場新庁舎建設検討委員会において議論されてきた新庁舎建設に係る審議については、基本構想・基本計画が取りまとめられ、先月２１日に答申を受けたところであります。

町政全般につきましては、これまで、第２次長期総合計画を基本方針として運営してまいりましたが、基本計画は、令和７年度が最終年となることから、これまでの施策の進捗状況や効果、継続性などを検証し、新たな施策も加えた上で、人口減少の中にも地域が成

長し、持続可能な社会となるよう、次の10年を見据えたまちづくりの指針となる第3次長期総合計画の策定を進めてまいります。

また、国全体での人口減少やコロナ禍を経て、デジタル化の流れは加速度的に進展しており、当町でもその波に取り残されないよう「書かない窓口」や「スマホ役場」を導入し、行政手続等に係る町民の利便性の向上に努めてまいりましたが、本年3月に策定する「デジタル推進計画」に基づき、行政サービスをより手軽に、より身近にするとともに、安心してデジタル技術を活用できる地域づくりを推進してまいります。

さらに長期化する物価高騰により、家計への負担が増す状況が続いておりますが、引き続き国や県の交付金等を活用するとともに、実情に応じた町独自の支援策も講じてまいります。

次に、町の基幹産業である農業については、米の販路開拓に向けた輸出米の推進を初め、農地の収益性の高さなどから注目されている子実用トウモロコシへの取組、生産の効率化が期待できるスマート農業の推進など、ソフト及びハード事業に対し総合的な支援を継続してまいります。

次に、教育においては、人口減少に伴う学校規模適正化の検討を着実に進めると同時に、1人1台端末を更新し、教室に大型モニターを設置することで、さらなるICTを活用した授業の支援を初め、心豊かに生きる力を育むため、児童生徒及び教職員の教育環境の充実に努めてまいります。

それでは、本定例会に提出いたしました議案の概要について御説明いたします。

報告第1号専決処分事項の報告について。

令和6年度七戸町一般会計補正予算（第9号）については、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けるため、低所得世帯を支援するため、住民税非課税世帯に対する低所得世帯支援事業の実施に向けて、早急に対応する必要があったこと。ふるさと納税に関し、令和6年12月時点における寄附額が前年同月比で2.5倍となり、返礼品及び関連業務委託料の大幅な増加見込みに伴い、早急に対応する必要があったこと。県の生活困窮者に対する灯油購入費助成事業費補助金を活用し、燃料費高騰の影響を受けた町民を支援するため、生活困窮者に対する灯油購入費助成事業の実施に向けて、早急に対応する必要があったこと。除雪経費に対し、12月の断続的な大雪及びその後の増加見込みに伴い、早急に対応する必要があったことから、歳入歳出予算の総額に2億5,694万4,000円を追加し、予算の総額を124億7,346万9,000円としたものです。

歳入は、国庫支出金に7,307万5,000円、県支出金350万円、寄附金に2,600万円、繰入金に1億5,436万9,000円を追加したものです。

歳出は、総務費に9,907万5,000円、民生費に786万9,000円、土木費に1億5,000万円を追加したものです。

報告第2号専決処分事項の報告について。

令和6年度七戸町水道事業会計補正予算（第6号）については、国の防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策を活用し、老朽化した水道管布設替工事を実施するものです。収益的収入については、営業外収益から43万1,000円を減額し、水道事業収益の総額を3億6,505万9,000円としたものです。

また、資本的収入及び支出については、資本的収入の補助金に1,106万6,000円、企業債に2,200万円を追加し、資本的収入の総額を1億7,080万3,000円とし、資本的支出の建設改良費に633万円を追加し、資本的支出の総額を4億2,613万3,000円としたものです。

報告第3号専決処分事項の報告について。

令和6年度七戸町一般会計補正予算（第10号）については、除雪経費に関し、1月中旬の寒波による集中的な大雪及び除排雪費用の増加見込みに伴い、早急に対応する必要があることから、歳入歳出予算の総額に1億1,000万円を追加し、予算の総額を125億8,346万9,000円としたものです。歳入は、繰入金に1億1,000万円を追加し、歳出は、土木費に1億1,000万円を追加したものです。

議案第17号七戸町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例については、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るため、デジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令の公布及び七戸町乳幼児医療費給付条例の廃止に伴い、所要の改正を行う必要があることから提案するものです。

議案第18号七戸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、育児休業、介護休業等、育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、超過勤務の免除の対象を見直すとともに、仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備等について定めるほか、所要の改正を行うものです。

議案第19号七戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、青森県人事委員会からの勧告に準じ、職員の給料月額、扶養手当及び通勤手当の額等を改定し、管理職員の特別勤務手当の支給対象時間帯を拡大し、定年前再任用短時間勤務職員等に住居手当及び寒冷地手当の支給について定めるほか、その他所要の整備を行うため提案するものです。

議案第20号七戸町職員の分限に関する条例の一部を改正する条例については、地方公務員第28条第4項の規定に基づく、職員の失職に関する特例を定めるため、所要の改正を行う必要があることから提案するものです。

議案第21号七戸町手数料条例の一部を改正する条例については、令和7年度から開発行為許可事務が県から権限移譲されることに伴い、所要の改正を行う必要があることから提案するものです。

議案第22号七戸町奨学資金貸付基準条例の一部を改正する条例については、対象とす

る学校及び教育施設の拡充、貸付条件額の改正、利子補給の削除、文言の訂正等を行う必要があることから提案するものです。

議案第２３号七戸町家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、所要の改正が必要であることから提案するものです。

議案第２４号七戸町こども医療費給付条例の一部を改正する条例については、給付対象児童を１８歳まで拡充するため、所要の改正が必要であることから提案するものです。

議案第２５号七戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の公布並びに青森県国民健康保険運営方針を改正する政令の公布並びに青森県国民健康保険運営方針改定に伴い、同法等の改正内容に準じて所要の改正を行う必要があることから提案するものです。

議案第２６号七戸町農産物加工センターの設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例については、七戸町農産物加工センターの利用に係る料金について、利用頻度による利用者の公平を図るため、所要の改正を行う必要があることから提案するものです。

議案第２７号七戸町観光交流センター条例の一部を改正する条例については、七戸町観光交流センターの使用用途及びセンター内の名称に変更があることから、所要の改正をするものです。

議案第２８号七戸町営住宅条例の一部を改正する条例については、七戸町貝ノ口地内の貝ノ口団地５戸について、老朽化が著しく、解体撤去を実施したため、所要の改正をするものです。

議案第２９号七戸町水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例については、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令及び生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令の公布に伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件について、所要の改正を行う必要があることから提案するものです。

議案第３０号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例については、刑法等の一部を改正する法律の施行により、懲役及び禁固刑が新たな自由刑（拘禁刑）として単一化されたことに伴い、関係条例を整備する必要があることから提案するものです。

議案第３１号野々上辺地に係る総合整備計画について、野々上辺地に係る総合整備計画を策定するため提案するものです。

議案第３２号七戸町過疎地域持続的発展計画の変更については、事業の追加による計画の変更が必要となったため提案するものです。

議案第３３号工事請負変更契約の締結については、旧天間館中学校校舎ほか解体工事に係る工事内容に変更が生じたので、契約金額の変更について、地方自治法及び町条例の規

定により提案するものです。

議案第1号令和6年度七戸町一般会計補正予算（第11号）については、歳入歳出予算の総額から1億4,632万8,000円を減額し、予算の総額を124億3,714万1,000円とするものです。

歳入の主なものは、町税に1億2,006万7,000円、地方交付税に1億2,657万円を追加し、繰入金から2億9,464万3,000円、町債から2億1,420万円を減額するものです。

歳出の主なものは、衛生費に1億3,819万2,000円を追加し、総務費から1億8,707万2,000円を減額するものです。

第2表の継続費補正につきましては、公共施設整備基本計画策定業務において、総額及び年度、年割額を変更するものです。

第3表の繰越明許費につきましては、本庁舎電話交換機修繕について、交換部品等の調達に日数を要するため、年度内の工事完了が見込めないこと、旧榎林中学校校舎ほか解体工事については、アスベストの処理方法に変更が生じ、諸手続に不測の日数を要したため、年度内の事業完了が見込めないこと。七戸町長選挙費については、契約業務や事務の執行を円滑に行う必要があること。介護施設等施設整備費補助金については、事業実施主体において、年度内の事業完了が見込めないことが明らかとなったこと。道路新設改良費については、町道中野市ノ渡線外3路線において、財源となる地方債の見通しが立ったことから前倒しで実施するとしたもの。七戸中学校改修工事設計業務委託料については、概算工事費が多額となったことから、工事内容を見直す必要があると判断し、業務期間を延長することとしたもの。

以上の理由により、これらの事業に関し、繰越明許費を設定するものです。

第4表の債務負担行為補正については、公共バス運行業務委託料に関し、令和7年度から令和9年度までを期間とする債務負担行為を追加するものです。

第5表の地方債補正につきましては、事業費の精査により地方債の限度額を変更するものです。

議案第2号令和6年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）については、歳入歳出予算の総額から223万4,000円を減額し、予算の総額を17億5,840万5,000円とするものです。

歳入は、国民健康保険税に354万1,000円を追加し、県支出金から149万7,000円、繰入金から427万8,000円を減額するものです。

歳出の主なものは、総務費から130万4,000円を減額するものです。

議案第3号令和6年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）については、歳入歳出予算の総額から585万1,000円を減額し、予算の総額を4億8,766万2,000円とするものです。

歳入の主なものは、繰入金から596万円を減額し、歳出は、後期高齢者医療広域連合

納付金から５８５万１，０００円を減額するものです。

議案第４号令和６年度七戸町介護保険特別会計補正予算（第５号）については、歳入歳出予算の総額に２，４７５万８，０００円を追加し、予算の総額を２８億２，３１７万５，０００円とするものです。

歳入の主なものは、国庫支出金に２，３５４万円、県支出金に１，３３８万１，０００円を追加し、支払基金交付金から１，５５３万８，０００円を減額するものです。歳出の主なものは、保険給付費に２，３６２万４，０００円を追加するものです。

議案第５号令和６年度七戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第４号）については、歳入歳出予算の総額に２万７，０００円を追加し、予算の総額を５９１万７，０００円とするものです。歳入は、繰入金に２万７，０００円を追加し、歳出は、総務費に２万７，０００円を追加するものです。

議案第６号令和６年度七戸町七戸霊園事業特別会計補正予算（第１号）については、歳入歳出予算の総額から１４万５，０００円を減額し、予算の総額を２３１万８，０００円とするものです。歳入の主なものは、使用料及び手数料に５４万８，０００円を追加し、繰入金から６９万２，０００円を減額し、歳出は、総務費から１４万５，０００円を減額するものです。

議案第７号令和６年度七戸町水道事業会計補正予算（第７号）の収益的収入及び支出については、収益的収入の営業収益に２７万５，０００円、特別利益に１８万７，０００円を追加し、営業外収益から２７１万２，０００円を減額し、水道事業収益の総額を３億６，２８０万９，０００円とし、収益的支出の営業費用から３１８万５，０００円を減額し、水道事業費用の総額を３億３，０８１万１，０００円とするものです。

また、資本的収入及び支出について、資本的収入の工事負担金から４０４万８，０００円を減額し、資本的収入の総額を１億６，６７５万５，０００円とし、資本的支出の建設改良費から３，９８３万円を減額し、資本的支出の総額を３億８，６３０万３，０００円とするものです。

議案第８号令和６年度七戸町下水道事業会計補正予算（第５号）の収益的収入及び支出については、収益的収入の営業外収益に９５４万２，０００円を追加し、下水道事業収益の総額を３億３，３４３万６，０００円とし、収益的支出の営業外費用に３５万円を追加し、営業費用から３９１万１，０００円、特別損失から２１２万５，０００円を減額し、下水道事業費用の総額を４億４，１２７万円とするものです。

また、資本的収入及び支出について、資本的収入の負担金に２３万４，０００円を追加し、企業債から４１０万円、一般会計補助金から４８６万円を減額し、資本的収入の総額を３億９，３９０万３，０００円とし、資本的支出の建設改良費から６８４万８，０００円を減額し、資本的支出の総額を４億３０７万円とするものです。

また、企業債の限度額及び一時借入金の限度額について減額補正するものです。

議案第９号令和７年度七戸町一般会計予算については、歳入歳出予算の総額を１０５億

4,627万9,000円とし、前年度当初予算と比較して7億7,650万7,000円の減額、伸び率はマイナス6.9%です。

歳入の主なものと、その構成比は、町税は21億2,232万5,000円で220.1%、地方交付税は39億円で37%、国庫支出金は10億3,739万6,000円で9.8%、繰入金は10億1,755万5,000円で9.7%です。

歳出の主なものと、その構成比は、総務費は14億7,722万1,000円で14%、民生費は18億6,606万8,000円で17.7%、民生費は11億4,584万2,000円で10.9%、教育費は12億1,724万2,000円で11.6%、公債費は14億4,850万6,000円で13.7%、諸支出金は14億6,937万円で13.9%です。

歳入の前年度対比で大きく増額となっているものは、地方交付税が1億9,000万円の増額ですが、主な理由として、普通交付税の算定において増額見込みとなったものです。

続いて、県支出金が1億1,735万4,000円の増額ですが、主な理由は、県核燃料物資等取扱税交付金が増額交付となる見込みであること及び学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金が新たに創設されたことによるものです。

一方、大きく減額となっているものは、町債が11億6,200万円の減額ですが、主な理由として、旧天間館中学校及び旧榎林中学校の校舎・体育館の解体工事並びに旧七戸体育館の解体工事の終了によるものです。

歳出の前年度対比で大きく増額となっているものは、諸支出金が2億8,232万1,000円の増額ですが、主な理由として、水道事業会計における七戸浄水場配水池新設工事に対する出資債繰出金の増額によるものです。続いて民生費が1億3,806万9,000円の増額ですが、主な理由として、制度改正による障害福祉サービスの報酬改定、児童手当の拡充によるものです。

一方、大きく減額となっているものは、総務費が8億9,771万5,000円の減額ですが、これは旧天間館中学校及び旧榎林中学校の校舎・体育館の解体工事並びに旧七戸体育館の解体工事の終了によるものです。

財政状況については、昨今の物価上昇や企業の賃上げの影響を受け、経費全般で増加傾向にあること、人件費や公債費といった義務的経費についても年々増加していることなどから、財政状況は決して楽観視できる状況にはありません。今後、中学校大規模改修事業や中部上北最終処分場建設事業、役場新庁舎建設事業など、大規模事業のほか、町道維持補修や公共施設改修なども計画していることから、従来にも増して、創意工夫により事務効率の向上を図るとともに、事務事業の統合存廃について抜本的な見直しを検討し、選択と集中による再構築を進め、限られた予算の中で効率的に事業を推進し、健全な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

以上が、令和7年の一般会計当初予算の概要です。

議案第10号令和7年度七戸町国民健康保険特別会計予算については、歳入歳出予算の総額を17億1,778万6,000円とし、前年度当初予算と比較して3,159万7,000円の減額、伸び率はマイナス1.8%です。

歳入の主なものは、国民健康保険税2億7,700万9,000円、県支出金12億2,978万円、繰入金2億727万3,000円です。

歳出の主なものは、保険給付費11億8,941万5,000円、国民健康保険事業費納付金4億6,372万2,000円です。

議案第11号令和7年度七戸町後期高齢者医療特別会計予算については、歳入歳出予算の総額を4億6,922万9,000円とし、前年度当初予算と比較して457万2,000円の増額、伸び率は1.0%です。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料1億6,759万9,000円、繰入金2億8,622万4,000円です。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金4億4,234万4,000円です。

議案第12号令和7年度七戸町介護保険特別会計予算については、歳入歳出予算の総額を26億4,975万2,000円とし、前年度当初予算と比較して7,634万1,000円の減額、伸び率はマイナス2.8%です。

歳入の主なものは、保険料5億56万9,000円、国庫支出金6億6,339万3,000円、支払基金交付金6億9,266万9,000円、県支出金3億7,648万8,000円、繰入金4億1,631万4,000円です。

歳出の主なものは、保険給付費25億3,787万2,000円です。

議案第13号令和7年度七戸町介護サービス事業特別会計予算については、歳入歳出予算の総額を590万4,000円とし、前年度当初予算と比較して48万1,000円の増額、伸び率は8.9%です。

歳入の主なものは、サービス収入351万9,000円、繰入金237万4,000円。

歳出の主なものは、総務費569万3,000円です。

議案第14号令和7年度七戸町七戸霊園事業特別会計予算については、歳入歳出予算の総額を348万円とし、前年度当初予算と比較して101万7,000円の増額、伸び率は41.3%です。

歳入の主なものは、使用料及び手数料143万6,000円、繰入金203万9,000円。

歳出の主なものは、総務費347万5,000円です。

議案第15号令和7年度七戸町水道事業会計予算については、年間業務の予定量を、給水戸数7,580戸、年間総給水量231万立方メートル、1日の平均給水量6,320立方メートルとするものです。

収益的収入及び支出の予定額について、水道事業収益は、総額を4億1,925万1,000円とし、内訳は、営業収益3億1,284万1,000円、営業外収益1億640万

9,000円、特別利益1,000円とするものです。

水道事業費用は、総額を3億6,427万2,000円とし、内訳は、営業費用3億1,865万4,000円、営業外費用2,173万8,000円、特別損失888万円、予備費1,500万円とするものです。

次に、資本的収入及び支出の予定額について、資本的収入は、総額を8億5,657万6,000円とし、内訳は、工事負担金358万7,000円、補助金9,068万9,000円、企業債4億6,690万円、出資金2億9,540万円とするものです。

資本的支出は、総額を10億8,482万2,000円とし、内訳は、建設改良費10億1,063万6,000円、企業債償還金7,418万6,000円とするものです。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億2,824万6,000円は、減債積立金5,000万円、損益勘定留保資金9,494万1,000円、消費税資本的収支調整額8,330万5,000円により補填するものです。

議案第16号令和7年度七戸町下水道事業会計予算については、年間業務の予定量を、水洗化世帯数1,968世帯、年間総処理水量42万3,400立方メートル、1日の平均処理水量1,160立方メートルとするものです。

収益的収入及び支出の予定額について、下水道事業収益は、総額を3億191万5,000円とし、内訳は、営業収益7,553万7,000円、営業外収益2億2,637万2,000円、特別利益6,000円とするものです。

下水道事業費用は、総額を3億7,996万8,000円とし、内訳は、営業費用3億3,395万5,000円、営業外費用3,542万円、特別損失359万3,000円、予備費700万円とするものです。

次に、資本的収入及び支出の予定額について、資本的収入は、総額を3億5,620万7,000円とし、内訳は、企業債9,860万円、国庫支出金4,860万円、一般会計補助金2億549万7,000円、負担金351万円とするものです。

資本的支出は、総額を3億6,380万7,000円とし、内訳は、建設改良費1億2,760万円、企業債償還金2億3,620万7,000円とするものです。

資本的収入が資本的支出に対し不足する額760万円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額760万円により補填するものです。

議案第34号七戸町監査委員の選任につき同意を求めることについては、令和7年5月16日をもって任期満了となる監査委員について、吉川正純氏を選任したいことから、地方自治法の規定により、議会の同意を求めるため提案するものです。

以上が、本定例会に提出いたしました議案であります。議員各位には慎重審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げ、開会の挨拶といたします。

○議長（附田俊仁君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

○日程第5 常任委員会の要請事項に対する回答について

○議長（附田俊仁君） 日程第5 常任委員会の要請事項に対する回答が届いております。

本件については、常任委員会の要請事項に対する町長、教育長からの回答の写しをお手元に配付いたしておりますので、御了承願います。

○日程第6 予算審査特別委員会設置

○議長（附田俊仁君） 日程第6 予算審査特別委員会設置の件を議題といたします。

議案第9号令和7年度七戸町一般会計予算から議案第16号令和7年度七戸町下水道事業会計予算までの8議案について、議長を除く全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 異議なしと認めます。

したがって、本件8議案については、議長を除く全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま付託いたしました本件については、会議規則第46条1項の規定により、3月10日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 異議なしと認めます。

したがって、本件については、3月10日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

なお、予算審査特別委員会を本日の会議終了後、直ちに招集いたしますので、本会議散会後もそのまま着席願います。

○散会宣告

○議長（附田俊仁君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

なお、3月5日の本会議は午前10時に再開いたします。

本席から告知いたします。

3月5日の一般質問の順番をお知らせいたします。

1番目は10番の佐々木寿夫君、2番目は3番の山本泰二君、3番目は4番の向中野幸八君、4番目は1番の藤井夏子君、5番目は2番の中野正章君、6番目は9番の岨清悦君となります。

本日は、これで散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午前 10 時 48 分